

秋田県園芸作物価格補償事業 に係る業務方法書

令和 3 年 3 月

公益社団法人 秋田県青果物基金協会

秋田県園芸作物価格補償事業に係る業務方法書

公益社団法人 秋田県青果物基金協会

設定	昭和 45 年 05 月 27 日	承認
変更	昭和 47 年 01 月 17 日	承認
変更	昭和 51 年 08 月 18 日	承認
変更	昭和 52 年 06 月 07 日	承認
変更	昭和 56 年 05 月 06 日	承認
変更	昭和 56 年 07 月 29 日	承認
変更	昭和 57 年 06 月 10 日	承認
変更	昭和 58 年 06 月 14 日	承認
変更	昭和 59 年 06 月 21 日	承認
変更	昭和 60 年 07 月 01 日	承認
変更	昭和 62 年 05 月 15 日	承認
変更	昭和 63 年 06 月 27 日	承認
変更	平成 元年 03 月 30 日	承認
変更	平成 10 年 07 月 01 日	承認
変更	平成 14 年 07 月 09 日	承認
変更	平成 15 年 07 月 07 日	承認
変更	平成 16 年 04 月 12 日	承認
変更	平成 21 年 07 月 13 日	承認
変更	平成 25 年 06 月 14 日	承認
変更	平成 28 年 06 月 15 日	承認
変更	平成 30 年 09 月 28 日	承認
変更	令和 元年 06 月 19 日	承認
変更	令和 3 年 03 月 31 日	承認

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この業務方法書は、秋田県（以下「県」という。）が定める県園芸作物価格補償実施要領（以下「県実施要領」という。）並びに公益社団法人秋田県青果物基金協会定款（以下「定款」という。）第 4 条第 1 号の規定に基づき、公益社団法人秋田県青果物基金協会（以下「協会」という。）が行う秋田県園芸作物価格補償事業（以下「県単園芸作物事業」という。）に係る業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資するものとする。

(対象品目)

第 2 条 県単園芸作物事業の対象品目（以下「対象品目」という。）は、県単園芸作物事業に係る業務方法書実施細則（以下「実施細則」という。）で定める。

(対象品目の条件)

第 3 条 対象品目は、次の各号の条件を備えていなければならない。

(1) 会員である農業協同組合（以下「出荷団体」という。）が、生産者の委託を受けて、全国農業協同組合連合会秋田県本部（以下「JA 全農あきた」という。）を通じて出荷販売したものであること。

ただし、野菜指定産地並びに特定野菜等の対象出荷団体で現に野菜生産出荷安定法

に基づき、価格補てん事業の業務区分に従って交付予約をしている対象品目及び対象出荷市場を除く

(2) 前号の販売は、次の事項によるものであること

ア 市場販売であること（買付含む）

イ J A全農あきた及び出荷団体の定める出荷規格によるもので検査品であること

(対象出荷市場及び対象出荷期間)

第4条 県単園芸作物事業に係る対象出荷市場（以下「対象市場」という。）は、実施細則で定める対象品目ごとに、実施細則で定める対象出荷期間（以下「対象期間」という。）に掲げる地域の市場等であって、全国農業協同組合連合会（J A全農あきたを含む。）が契約する卸売市場等とする。

2 県単園芸作物事業に係る対象期間は実施細則で定める。

(業務区分及び業務対象年間)

第5条 協会は、業務の実施単位として対象品目、対象期間及び対象市場により業務区分を定める。

2 協会は、前項の業務区分ごとに業務を行うものとし、その期間（以下「業務対象年間」という。）は、実施細則で定める3カ年とする。

3 協会は、対象品目を変更した場合又はその他事由によりやむを得ないと認められる場合には、前項の規定にかかわらず知事の承認を得て、理事会の決定したところにより、業務対象年間を短縮することができる。

第 2 章 価格差補給交付金交付予約

(価格差補給交付金の交付予約申込)

第6条 出荷団体は、実施細則に定める業務区分及び対象年間ごとに、価格差補給交付金（以下「交付金」という。）の交付を受けるべき旨の交付予約申込数量を市町村長と協議の上、実施細則で定める日までに、別紙様式第1号により価格差補給交付金交付予約申込書を協会に提出するものとする。

2 業務対象年間の途中における予約申込についても、前項の規定を準用する。

3 協会は、第1項及び第2項により出荷団体より交付予約の申込を受けたときは、知事の承認を得るものとする。

4 協会は、前項により知事の承認を受けたときは、遅滞なくその旨を別紙様式第2号により当該市町村長並びに当該出荷団体に通知しなければならない。

(交付予約数量の減少又は解約)

第7条 第6条第4項の規定により通知を受けた出荷団体等は、農業保険法施行規則附則第22条第1項に規定する保険資格者に関する特例等の適用を受けず、農業保険法第177条に規定する農業経営収入保険の保険関係が成立した又は成立する見込みである場合交付予約数量の減少又は解約を申し込むことができる。

2 前項の申込期限は、業務区分ごとに交付予約数量の減少又は解約をしようとする年の対象出荷期間が開始される月の前月の10日までに申し込むものとする。

なお、第6条第4項の規定により通知を受けた出荷団体等は、別紙様式第3号及び4号の申込書並びに第5号の申告書を提出して、その通知に係る同条第4項の申込書に記載した交付予約数量の減少又は解約を申し込むことができる。

(価格差補給交付準備金の造成団体と造成割合)

第8条 協会は、交付金を交付するための資金として価格差補給交付準備金（以下「交付準備金」という。）を造成するとともに、その造成団体等は、県、JA全農あきた、市町村、出荷団体及び生産者とする。

2 負担金等の負担割合は、下記のとおりとする。

県	10分の4以内
JA全農あきた	10分の1
市町村	10分の1
出荷団体	10分の1
生産者	10分の3

(交付準備金の構成、使途及び運用益等)

第9条 交付準備金は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 交付準備金の造成に充てることを指定して納入された負担金
- (2) 交付準備金の造成に充てることを指定して交付された補助金
- (3) 交付準備金の造成に充てることを指定して寄付された財産

2 交付準備金は、交付金の交付に充てる場合及び負担金を返戻する場合を除き、これを処分してはならない。

3 交付準備金の運用により生じた利益は、協会の管理運営に要する経費に充てる。

(負担金)

第10条 協会は、第6条第4項の規定により、交付予約申込の承認を通知したときは、当該出荷団体及び当該出荷団体の属する市町村並びに当該出荷団体に属する生産者に負担金等をそれぞれ負担させるものとする。

2 前項の負担額は、実施細則に定める業務区分ごとの交付準備金造成単価（以下「造成単価」という。）に第6条第1項の交付予約申込数量を乗じて得た金額に、第8条第2項の負担割合を乗じて得た額（以下「交付準備金造成額」という。）とする。

なお、交付金の交付により、交付準備金を再造成する場合もまた同じ。

3 前項の交付準備金造成額は、実施細則に定める日までに、協会に納入しなければならない。

4 協会は、前各項により負担金等を負担させるときは、その負担額、納入方法、納入期限及び納入方法等を記載した納入通知書を当該市町村及び出荷団体に送付するものとする。

5 県の補助金の額については、過去の交付実績額等を勘案し、生産者への交付に支障が生じないとされる額を予算の範囲内で造成するものとする。

ただし、年度途中において、交付準備金造成額を超える取り崩しが見込まれる場合には、生産者への支払いが遅延しないよう速やかに再造成を行うものとする。

6 JA全農あきたの負担金の額については、同条第2項により計算された額の2分の1（以下「2分の1負担」という。）とし、当該年度の年度末まで納入するものとする。

但し、交付金の交付により当該2分の1負担を超える交付準備金の取崩が生じた場合には、直ちに交付準備金の造成を行うものとする。

7 納入すべき負担金等の負担額は、第2項及び第6項の規定にかかわらず、第2項及び第6項の額から繰越交付準備金を控除した額とする。

8 負担金の返戻にあつては、繰越交付準備金が交付準備金造成額より多く、残額（以下「交付準備金残額」という。）を生じた場合であつて、交付準備金残額を限度として、協会に対し払戻し請求することができる。

また、第7条第2項の交付予約数量の減少又は解約が成立した場合においては、当該出荷団体に属する生産者の負担金に限り返戻することができるものとする。

9 負担金は、会員ごとに一括管理し、生産者については、対象品目ごと、対象期間ごとに区分管理するものとし、業務対象年間の更新により継続する業務区分に係るものについては、引続き積立てるものとする。

（負担金の相殺の禁止）

第11条 会員並びに生産者は負担金について、相殺をもって協会に対抗することができない。

第 3 章 交 付 金 の 交 付

（保証基準額及び最低基準額の設定）

第12条 協会は、交付準備金の造成及び交付金交付の基準とするため、業務区分ごとに保証基準額及び最低基準額を実施細則で定める。

（交付金を交付する場合）

第13条 交付金の交付は、業務区分ごとに第6条の規定により申込契約をした全出荷団体が、当該対象期間の当該対象市場に出荷した第3条第2号の条件を満たしている当該対象品目の旬別の加重平均販売価格（以下「平均販売価格」という。）が、実施細則に定める保証基準額を下回った場合に当該出荷団体に対して行うものとする。

2 交付金の単価（以下「交付金単価」という。）は、業務区分ごとに最低基準額を限度として、保証基準額から前項により算出された平均販売価格を差し引いて得た額に補てん率10分の9を乗じて得た額とする。

3 交付金の交付額は、業務区分ごとに前項により算出された交付金単価に、当該出荷団体が当該旬別の交付金単価に対応する対象期間の当該対象市場に出荷した対象品目の当該旬別対象数量から、第4項に定める価格差補給交付金等の交付の対象としない数量

を除いた数量（その旬別対象数量の合計が、当該交付予約申込数量を超えた場合は、その旬別対象数量を当該対象期間の当該対象市場に出荷した数量の合計で除して得た数値に、当該出荷団体に係る交付予約数量を乗じて得た数量）を乗じて得た額の合計額とする。

- 4 第3項に規定する価格差補給交付金等の交付の対象としない数量とは、委託生産者が対象出荷団体に対して、価格差補給金の交付を受けないものとして申告した価格差補給交付金を交付する事業を利用しない期間における出荷を委託した数量とする。

（出荷数量及び販売価格の認定）

第14条 対象品目の出荷数量及び販売価格は、対象出荷団体が受領した対象市場の卸売業者の発行する仕切書の写し又は買付計算書の写しに基づいて、協会が認定するものとする。

（平均販売価格の通知）

第15条 協会は、業務区分ごとに当該対象期間の終了後、遅滞なく第14条により対象品目の出荷数量及び旬別平均販売価格を算定し、その結果を別紙様式第6号により通知する。

- 2 前項の旬別平均販売価格が実施細則に定める保証基準額を下回り、交付金の交付対象となった業務区分に交付予約申込みをしている対象出荷団体は、第14条の規定に基づき算出された支所別（行政単位）販売数量について、別紙様式第7号により交付予約申込支所別出荷販売実績報告書を提出する。

（交付金予定額の通知）

第16条 協会は、前条の支所別販売数量に基づき、交付金を算出するとともに、対象出荷団体に対し、別紙様式第8号により交付金交付予定額を通知するものとする。

（交付金の交付申請）

第17条 対象出荷団体は、交付金の交付を受けようとするときは、前条の通知を受けた日から10日以内に別紙様式第9号により交付金の交付申請書を提出するものとする。

但し、交付金の交付申請において、当該生産者への配分交付額を算出した際、生産者への配分交付額が僅少であり、生産者からの意向があった場合は、その額を辞退するものとする。

（交付金の一部交付等）

第18条 協会は、対象出荷団体が次の各号の一に該当する場合には、交付金の全部若しくは一部を交付せず又は既に交付した交付金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- （1）故意又は重大な過失により第6条第1項の申込書に不実の記載をしたとき
- （2）正当な理由なくして負担金の納入を怠ったとき
- （3）交付を受けた交付金の交付を怠ったとき

(交付金の交付及び生産者への配分交付)

第19条 協会は、第17条の申請に基づき、対象出荷団体における交付金の額を確定し、別紙様式第10号により交付金を交付するものとする。

2 交付金の交付を受けた対象出荷団体は、速やかにその交付を委託した生産者に対し、その委託に係る対象品目の数量を基礎として交付しなければならない。

(交付金の交付完了報告書)

第20条 対象出荷団体は、前条により生産者に対し交付金を交付したときは、その交付が完了した日から10日以内に別紙様式第11号により報告するものとする。

第 4 章 雑 則

(実施細則)

第21条 協会は、業務方法書に定めるもののほか県単園芸作物事業実施に必要な事項について、実施細則を定めるものとする。

(事務費負担金)

第22条 協会は、県単園芸作物事業の管理運営費に充てるため事務費負担金の徴収を行うことができる。

2 事務費負担金にあつては、負担金の額、負担の方法、徴収の時期及び徴収方法は、理事会で定めるものとする。

3 第7条第2項の交付予約数量の減少又は解約が成立した場合における既に納入済みの事務費負担金にあつては、返戻しないものとする。

(業務方法書等の改廃)

第23条 この業務方法書及び実施細則の改廃は、理事会の決議を経て、知事の承認を受けなければならない。

附 則

1. この業務方法書は、法人の設立の日から施行する。
2. この業務方法書第13条に規定する旬別平均販売価額については、当分のあいだ消費税を控除した卸売金額の加重平均により計算するものとする。

昭和45年5月27日 承認

附 則

1. この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行する。

昭和47年1月17日 承認

附 則

1. この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行する。

昭和 51 年 8 月 18 日 承認

附 則

1. この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行する。

昭和 52 年 6 月 7 日 承認

附 則

1. この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行する。
2. この業務方法書の施行日において、第 6 条に規定する申込期限がすでに経過している業務区分に係る第 6 条第 1 項の規定による申込期限は、業務方法書施行日から 15 日後の日とし、当該申込に係る負担金の納入期限は、第 8 条第 3 項の規定にかかわらず、この業務方法書の施行日の 1 カ月後とする。

昭和 56 年 5 月 6 日 承認

附 則

1. この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行する。
2. この業務方法書の施行日において、第 6 条に規定する申込期限がすでに経過している業務区分に係る第 6 条第 1 項の規定による申込期限は、業務方法書施行日から 15 日後の日とし、当該申込に係る負担金の納入期限は、第 8 条第 3 項の規定にかかわらず、この業務方法書の施行日の 1 カ月後とする。

昭和 56 年 7 月 29 日 承認

附 則

1. この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行する。

昭和 57 年 6 月 10 日 承認

附 則

1. この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、昭和 58 年 4 月 1 日から適用する。
2. この業務方法書の施行日において、第 6 条に規定する申込期限がすでに経過している業務区分に係る第 6 条第 1 項の規定による申込期限は、業務方法書施行日から 15 日後の日とし、当該申込に係る負担金の納入期限は、第 8 条第 3 項の規定にかかわらず、こ

の業務方法書の施行日の1カ月後とする。

昭和58年6月14日 承認

附 則

1. この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。
2. この業務方法書の施行日において、第6条に規定する申込期限がすでに経過している業務区分に係る第6条第1項の規定による申込期限は、業務方法書施行日から15日後の日とし、当該申込に係る負担金の納入期限は、第8条第3項の規定にかかわらず、この業務方法書の施行日の1カ月後とする。

昭和59年6月21日 承認

附 則

1. この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

昭和60年7月1日 承認

附 則

1. この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

昭和62年5月15日 承認

附 則

1. この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

昭和63年6月27日 承認

附 則

1. この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

平成元年3月30日 承認

附 則

1. この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、平成10年4月1日から適用する。
平成10年7月1日 承認

附 則

1. この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、平成14年4月1日から適用する。
平成14年7月9日 承認

附 則

1. この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、平成15年4月1日から適用する。
平成15年7月7日 承認

附 則

1. この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
平成16年4月12日 承認

附 則

1. この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、平成21年4月1日から適用する。
平成21年7月13日 承認

附 則

1. この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
平成25年6月14日 承認

附 則

1. この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
平成28年6月15日 承認

附 則

1. この業務方法書の変更は、知事の承認のあった日から施行し、平成30年10月1日から適用する。
平成30年9月28日 承認

附 則

1. この業務方法書の変更は、知事の承認のあった日から施行し、令和元年5月1日から適用する。
令和元年6月19日 承認

附 則

1. この業務方法書の変更は、知事の承認のあった日から施行し、令和3年1月1日から適用する。
令和3年3月31日 承認

価格差補給交付金交付予約申込書

令和 年 第 月 号 日

公益社団法人秋田県青果物基金協会
会長理事 殿

農協名
代表者名 ㊟

秋田県園芸作物価格補償事業に係る業務方法書第6条第1項の規定により、下記のとおり交付予約申込数量を申込みします。

記

- | | |
|----------------------|---------|
| 1. 交付予約申込数量 | 別紙1のとおり |
| 2. 交付予約申込対象
生産者明細 | 別紙2のとおり |
| 3. 令和〇〇年度生産
出荷計画書 | 別紙3のとおり |
| 4. 市町村との協議書 | 別紙4のとおり |

以上

(別紙3)

令和〇〇年度生産出荷計画書

令和 年 月 日

対象品目名 _____

1. 総括表

作付面積 (ha)		10a 当たり収量 (kg)		生産量 (t・本)		出荷量 (t・本)		全農利用量 (t・本)	
本年見込	前年実績	本年見込	前年実績	本年見込	前年実績	本年見込	前年実績	本年見込	前年実績

2. 月別・出荷先別出荷数量内訳

(単位：t・本)

市場 月別	北海道		東北		関東		東海	
	本年見込	前年実績	本年見込	前年実績	本年見込	前年実績	本年見込	前年実績
4月								
5月								
6月								
7月								
8月								
9月								
10月								
11月								
12月								
1月								
2月								
3月								
4月								
合計								

市場 月別	近畿		北陸		全国(花き)		合計	
	本年見込	前年実績	本年見込	前年実績	本年見込	前年実績	本年見込	前年実績
4月								
5月								
6月								
7月								
8月								
9月								
10月								
11月								
12月								
1月								
2月								
3月								
4月								
合計								

(注) 当該生産出荷計画書は、既存の生産出荷計画書がある場合には、それに替えることができる。

(別紙4)

価格差補給交付金交付予約申込協議書

令和 年 月 日
番 号

市町村長 様

農 協 名
代表者名 ㊟

公益社団法人秋田県青果物基金協会の秋田県園芸作物価格補償事業に係る交付予約申込数量について、下記のとおり申込したいので、秋田県園芸作物価格補償事業業務方法書第6条第1項の規定に基づき下記のとおり協議する。

なお、交付予約申込に伴い市町村分交付準備金の造成に係る予算措置について、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 交付予約申込数量

業 務 区 分			交付予約数量 (kg・本)	備 考
対象品目	対象期間	対象市場		
合 計				

令和 年 月 日付け協議のあった上記については、これを承認する。

令和 年 月 日

市町村名
代表者名 ㊟

交付予約申込数量承認決定通知書

令和 年 月 日
第 号

農業協同組合 代表理事組合長 様

公益社団法人秋田県青果物基金協会
会長理事 ㊟

令和 年 月 日付け 第 号をもって申込のあった秋田県園芸作物価格補償事業に係る交付予約申込数量については、業務方法書第6条第4項の規定に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 承認決定した交付予約申込数量 別紙「負担金計算書」のとおり

以上

※ 各市町村長に対しては、交付予約申込数量承認決定通知を行った旨の通知を行うものとする。

価格差補給交付金等交付予約数量減少申込書

令和 第 年 月 日
号

公益社団法人秋田県青果物基金協会
会長理事 殿

農協名
代表者名 ㊟

価格差補給交付金等交付申込書に基づく申込の承諾により成立した契約について、第6条の委託に係る対象品目等の生産者が農業保険法施行規則附則第22条第1項に規定する保険資格者に関する特例等の適用を受けず、農業保険法第177条に規定する農業経営収入保険の保険関係が成立した又は成立する見込みであるため、第7条に基づき、下記の業務区分に係る交付予約数量を次のとおり減少したいので申し込みます。

記

1 業務区分

- ① 対 象 品 目 _____
② 対 象 期 間 _____
③ 対 象 市 場 _____

2 交付予約数量

- ① 既申込みの交付予約数量 _____ kg・本
② 交付予約数量の減少数量 _____ kg・本
③ 減少後の交付予約数量 _____ kg・本

以上

価格差補給交付金等の交付に関する契約の解約申込書

令和 第 年 月 日
号

公益社団法人秋田県青果物基金協会
会長理事 殿

農協名
代表者名 ⑩

価格差補給交付金等交付申込書に基づく申込の承諾により成立した契約について、第6条の委託に係る対象品目等の生産者が農業保険法施行規則附則第2条第1項に規定する保険資格者に関する特例等の適用を受けず、農業保険法第177条に規定する農業経営収入保険の保険関係が成立した又は成立する見込みであるため、第7条に基づき、下記の業務区分に係る契約に関して、次のとおり対象出荷期間の開始日から業務対象年間の末日までの期間を解約したいので申し込みます。

記

1 業務区分

- ① 対 象 品 目 _____
② 対 象 期 間 _____
③ 対 象 市 場 _____

2 解約の対象となる対象出荷期間の開始日 年 月 日

以上

価格差補給交付金等交付事業を利用しない期間についての申告書

令和 第 年 月 日
 第 年 月 日
 号 日

公益社団法人秋田県青果物基金協会
会長理事

殿

農協名

代表者名

④

秋田県園芸作物価格補償事業実施要領第4に基づき、価格差補給交付金等の交付を受けないものとして、秋田県園芸作物価格補償事業（以下「事業」という。）を利用しない期間について、下記のとおり申告します。

記

1 事業を利用しない期間

年 月 日～ 年 月 日

2 事業年度（申告者が個人の場合は記載不要）

年 月 日～ 年 月 日

(参考資料)

秋田県園芸作物価格補償事業を利用しない期間についての申告書

令和 年 月 日

農業協同組合
代表者名 殿

住 所
生産者名等 ㊟

秋田県園芸作物価格補償事業実施要領第4に基づき、価格差補給交付金等の交付を受けないものとして、秋田県園芸作物価格補償事業（以下「事業」という。）を利用しない期間について、下記のとおり申告します。

記

1 事業を利用しない期間

年 月 日～ 年 月 日

2 事業年度（申告者が個人の場合は記載不要）

年 月 日～ 年 月 日

平均販売価格確定通知書

令和 年 月 日
第 号

農業協同組合 代表理事組合長 様

公益社団法人秋田県青果物基金協会
会長理事 ㊟

秋田県園芸作物価格補償事業に係る平均販売価格が下記のとおり確定したので、業務方法書第15条の規定に基づき通知します。

なお、価格差補給金の交付の対象となった業務区分については、業務方法書第15条第2項の規定に基づき、別紙様式第7号により交付予約申込支所別出荷販売実績報告書を提出してください。

記

1. 平均販売価格 別紙「平均販売価格計算書」のとおり

以上

交付予約申込支所別出荷販売実績報告書

令和 年 第 月 号 日

公益社団法人秋田県青果物基金協会
会長理事 殿

農協名
代表者名

㊤

秋田県園芸作物価格補償事業に係る業務方法書第15条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

対象品目	対象期間	出荷販売 実績数量	備 考
〇〇〇〇〇〇	〇月～〇月	別紙のとおり	

以上

(別紙：支所別出荷販売実績)

(単位：kg・本)

対象品目									
対象期間									
月	旬	支所名	J A計	(○○○○)	(○○○○)	(○○○○)	(○○○○)	(○○○○)	(○○○○)
		予約数量							
		対象市場	販売数量	販売数量	販売数量	販売数量	販売数量	販売数量	販売数量
○	上	○○○○○							
	中								
	下								
○	上								
	中								
	下								
○	上								
	中								
	下								
合計									
月	旬	支所名	J A計	(○○○○)	(○○○○)	(○○○○)	(○○○○)	(○○○○)	(○○○○)
		予約数量							
		対象市場	販売数量	販売数量	販売数量	販売数量	販売数量	販売数量	販売数量
○	上	○○○○○							
	中								
	下								
○	上								
	中								
	下								
○	上								
	中								
	下								
合計									
月	旬	支所名	J A計	(○○○○)	(○○○○)	(○○○○)	(○○○○)	(○○○○)	(○○○○)
		予約数量							
		対象市場	販売数量	販売数量	販売数量	販売数量	販売数量	販売数量	販売数量
○	上	合計							
	中								
	下								
○	上								
	中								
	下								
○	上								
	中								
	下								
合計									

(注) 支所名は、行政単位で集計する。

価格差補給交付金交付予定額通知書

令和 第 年 月 日
号

農業協同組合 代表理事組合長 様

公益社団法人秋田県青果物基金協会
会長理事 ㊟

秋田県園芸作物価格補償事業に係る価格差補給交付金の交付予定額が確定したので、業務方法書第16条の規定に基づき通知するとともに、業務方法書第17条の規定に基づき、価格差補給交付金交付申請書を 月 日まで提出して下さい。

記

1. 価格差補給交付金予定額計算書 別紙のとおり

以上

価格差補給交付金交付申請書

令和 年 月 日
第 号

公益社団法人秋田県青果物基金協会
会長理事 殿

農協名
代表者名 ㊟

秋田県園芸作物価格補償事業に係る業務方法書第17条の規定により、下記のとおり価格差補給交付金の交付を申請いたします。

記

1. 価格差補給交付金交付申請額等

業 務 区 分			支所名 (市町村単位)	価格差補給交付金		
対象品目	対象期間	対象市場		通知予定額 (円)	申請額 (円)	辞退額 (円)
計						

2. 価格差補給交付金生産者別配分計算書 別紙のとおり

3. 振 込 先 (金融機関名・口座名義人・預金の種類・口座番号)

以上

価格差補給交付金交付決定通知書

令和 第 年 月 日 号

農業協同組合 代表理事組合長 様

公益社団法人秋田県青果物基金協会
会長理事 ㊟

秋田県園芸作物価格補償事業に係る価格差補給交付金の交付額が確定したので、業務方法書第19条の規定に基づき、下記のとおり交付いたします。

なお、価格差補給交付金にあつては、対象生産者に速やかに配分・交付するとともに、配分交付後は、別添、生産者補給金交付完了報告書を 月 日まで提出して下さい。

記

1. 価格差補給交付金交付額 _____ 円
2. 価格差補給交付金明細書 別紙「価格差補給交付金確定計算書」のとおり
3. 交 付 年 月 日 令和 年 月 日
4. 交 付 先 貴JA指定口座
5. 生産者補給金交付完了報告書 別紙のとおり

以上

